

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第266号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和6年5月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R6.5月24日付けで送信した「嘆願」した電子的記録に関する経緯経過がわかる書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年6月7日、実施機関（○○総合県民局農林水産部<○○>）は、総務監察課からメールで送られてきた中国四国農政局お問い合わせ窓口に関する書類（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第8条第1号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年6月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 質問

令和6年12月10日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり一部を除いて公開と決定したが本来あるべき書類を隠した。総務監察課より○○農林に送られたメールの表示がないので経緯経過が分かる書類を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇（以下「農林水産部〇〇」という。）は、審査請求人が公文書公開請求した書類を本件書類であると特定した。

本件書類の、氏名、性別、年代、住所、職業・勤務先・所属団体名等、電話番号、メールアドレスは、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「徳島県情報公開条例第12条1項の規定により次のとおり一部を除いて公開と決定したが本来あるべき書類を隠した。総務監察課より、〇〇農林に送られたメールの表示がないので経緯経過が分かる書類を出せ！」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

なお、審査請求人は、総務監察課より、〇〇農林に送られたメールの表示がないので経緯経過が分かる書類を出せと主張しているが、農林水産部〇〇は、総務監察課からのメール送付文を公文書公開請求書を受け取った時点で既に電子データを削除済みであった。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年12月10日	諮問
令和7年 9月29日 第2部会（第27回）	審議
同 年11月 5日 第2部会（第28回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和6年5月24日付けで送信された嘆願の電磁的記録に関する書類のうち、実施機関において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、あるべき書類として、総務監察課から農林水産部〇〇に送付された電子メールが不足している旨主張している。

実施機関の説明によると、審査請求人がその存在を主張する総務監察課からのメール送付文は、公文書公開請求書を受け取った時点で既に電子データを削除済みであつ

たとのことであるが、審査請求人がその存在を主張していることから、争点の判断の前提として、そもそも当該電子データが条例第2条第2項の「公文書」に該当するか否かについて以下検討する。

## 2 条例の規定について

条例は、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を設定し（第1条）、対象となる公文書の範囲を明らかにしている（第2条第2項）。

ここに「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（第2条第2項）であり、本件処分においては、このうち実施機関が削除した電子データが「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当するか、すなわち、組織共用性を有するかが問題となる。

「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態をいい、組織の管理者の関与又は認知の下、業務上必要なものとして組織的に利用、管理されているものを意味するものであり、職員個人のメモや執務参考資料、手帳類はこれに該当しないものとされている。

この要件は、組織共用という実質要件に基づいて判断すべきものとされているので、その判断に際しては、決裁や供覧手続の有無は問わないものであり、以下の要素を総合的に考慮し、その実質に着目して判断すべきである。

### ① 文書の作成又は取得の状況

作成、取得に際し、所属長の関与があったかどうか。

### ② 当該文書の利用の状況

組織としての意思決定に際し内部検討に付されたものであるかどうか。組織の他の職員も職務上利用しているものであるかどうか。

### ③ 保存・廃棄の状況

もっぱら職員個人の判断で処理できる性質の文書であるかどうか。組織として管理している共用の保管場所で保管されているかどうか。

## 3 本件電子データが公文書に該当するか否かについて

実施機関に確認したところ、本件電子データは県の担当者個人間でやり取りしたメール送付文であるとのことである。また、当該メール送付文については、担当者個人のフォルダから転送して担当内で内容を共有し、文面を印刷して担当内で供覧し、又はファイルに綴じて保存したといった事情もないとのことであった。

本件電子データについての上記取扱いを前提とすれば、2の①②③の要素を総合的に考慮すると、県の担当者間でやり取りした電子メールは、組織共用性を有しないものと言わざるを得ず、本件電子データは公文書に該当するものとは認められない。

したがって、実施機関が特定した公文書に特段の不足はなく、実施機関の行った公文書の特定は妥当なものと認められるから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

#### 4 非公開情報である条例第8条第1号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

#### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	